



11月は「児童虐待防止推進月間」です。  
いちはやく  
**189**「だれか」じゃなくて「あなた」から

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながるものもあります。

こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されています。

法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。日ごろから子どもたちに関心を持ち、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは下記にご連絡ください。



～あなたの1本の電話で救われる子どもがいます～

「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。



- お住まいの地域の児童相談所につながります。
  - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
  - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。



出典：厚生労働省ホームページ



**相談・通告**

※虐待の相談・通告は、匿名でできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

★連絡先

- ・児童相談所 虐待対応ダイヤル  
**189 (いちはやく)** (通話料無料)
- ・福岡県久留米児童相談所  
☎0942-32-4458
- ・うきは市福祉事務所子育て支援係  
☎0943-75-4961

★家庭児童相談室をご利用ください。

- 家庭児童相談員が子育てや家庭のことで心配なことや悩みごとの相談を受けています。
- ・家庭児童室相談専用電話 (月～金 9時～17時)  
☎0943-73-9151